

# グループホーム馥郁

## 指定認知症対応型共同生活介護

### 〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕

## 事業運営規程

### （事業の目的）

#### 第1条

医療法人大誠会が設置するグループホーム馥郁（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。

### （基本理念と運営方針）

#### 第2条

医療法人大誠会の基本理念「安心と信頼」の下、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう、生活機能の維持向上に努める。

2 サービスの実施に当たっては、利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動や充実した生活を送れるよう支援し、精神的な安定、周辺症状の減少及び認知症の進行の緩和に努めるとともに、安心して日常生活を送ることができるよう配慮する。また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活を送ることにより、達成感や満足感を得て、自信を回復できるよう配慮する。

3 サービスの実施に当たっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。また、常に利用者の立場に

立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

4 サービス提供の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 サービス提供の実施に当たっては、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### **（主たる事業所の名称及び所在地）**

#### **第3条**

事業を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム馥郁
- (2) 所 在 地 鹿児島県薩摩川内市平佐一丁目112番
- (3) 事業所番号 469150016

#### **（従業員の職種、員数及び職務の内容）**

#### **第4条**

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業員、業務、設備及び備品の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2名以上（1ユニット1名以上。うち1名は介護支援専門員）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるように介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。

- (3) 看護職員 1名以上（介護職員との兼務）

介護サービス計画に基づき、利用者の健康状態の観察、報告並びに服薬の管理及び指導を行うとともに、実施した介護サービス等の記録を行う。

(4) 介護職員 10名以上

介護サービス計画に基づき、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、直接介護及び間接介護を行う。また、介護サービスに関し、情報提供やサービス計画の提案を行うとともに、実施した介護サービスの記録を行う。

(定員の遵守)

**第5条**

事業所は、共同生活住居2ユニット（以下「ユニット」という。）において、入居定員を18名と定める。1ユニットの入居定員は9名とし、居室の定員は1名とする。

2 事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(サービスの内容)

**第6条**

事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 全身状態、症状及び障害の観察
- (2) 食事（水分）摂取、身体の清潔保持（入浴）及び排泄等の日常生活の介護
- (3) 認知症の増悪防止及び事故防止
- (4) 日常生活の中での機能訓練
- (5) 相談及び援助

(介護計画の作成)

**第7条**

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対してその内容を説明し、同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする。

4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した後においても、常にその実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の変更を行う。

### （利用料等）

#### 第8条

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2 事業所は、前項の費用のほか、次に掲げる費用について、その実費の支払いを利用者から受けることができる。

- ① 食材料費 ② 理美容代 ③ おむつ代 ④ 家賃 ⑤ 共益費
- ⑥ 寝具費用 ⑦ 医療費

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

### （入退居に当たっての留意事項）

#### 第9条

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は、要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- （1）認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- （2）認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- （3）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に関しては、主治医等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設又は医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境及び介護の連続性に配慮し、適切な援助及び指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等、保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

### **(衛生管理)**

#### **第10条**

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### **(緊急時等における対応方法)**

#### **第11条**

従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに、利用者の症状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者へ報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## **(非常災害対策)**

### **第12条**

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、年2回の火災避難訓練及び年1回の避難確保計画訓練を行うものとする。

## **(苦情処理)**

### **第13条**

事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## **(個人情報保護)**

### **第14条**

事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は家族の了解を得るものとする。

## **(虐待防止に関する事項)**

### **第15条**

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## **(身体拘束)**

### **第16条**

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## **(運営推進会議)**

### **第17条**

事業所の行う指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成するものとする。

3 運営推進会議の開催は、おおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は、指定認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望及び助言等を聴く機会とする。

### **(業務継続計画の策定等)**

#### **第18条**

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### **(ハラスメント防止に関する事項)**

#### **第19条**

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するため、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

(1) ハラスメント防止に関する方針を明確化し、従業者に周知啓発を行うこと。

(2) 相談に応じ、適切に対応するための相談窓口を設置すること。

(3) ハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に事実確認及び再発防止に取り組むこと。

(4) ハラスメント防止のための研修その他必要な措置を講ずること。

## （その他運営に関する留意事項）

### 第20条

事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証及び整備する。

（1）採用時研修 採用後2月以内

（2）継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人大誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月15日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。